

## 《適用 届出・申請書類記入について》



提出前に再度ご確認をお願いします。

### 【資格取得届】「委任状」を提出

保険証は身分証明書として扱われるため、正確な届出をお願いします。

1. 氏名の漢字⇒旧字体と通用字体の確認  
「高」「髙」、「吉」「吉」、「崎」「崎」、「齋」「齋」「齊」、「西」「西」、「辺」「邊」「邊」、「国」「國」など
2. フリガナ⇒濁点の有・無の確認  
「ヤマザキ」「ヤマサキ」、「ナカシマ」「ナカジマ」、「タハラ」「タウラ」、「ワタナベ」「ワタベ」など
3. 性別⇒確認
4. 報酬月額⇒基本給に通勤手当などの定期的な諸手当や残業手当などを加えた見込み額を記入
5. 被扶養者有無⇒有の場合は「被扶養者異動届」を一緒に提出
6. 再雇用⇒「労働契約書」の写しを添付・「被扶養者異動届」不要→但し、増減がある場合は必要
7. 短時間⇒平成 28 年 10 月から適用拡大（従業員 501 人以上の事業所が対象）  
平成 29 年 4 月から適用拡大（従業員 500 人以下の事業所⇒労使合意が必要）
8. 個人番号（マイナンバー）⇒記入必須

### 【資格喪失届】

保険証・限度額適用認定証・高齢受給者証は、退職日に必ず回収をお願いします。

1. 被保険証回収区分  
添付・返遅延・滅失・返不能に○をつけてください。  
滅失⇒「被保険者証等再交付申請書」「始末書」添付  
返不能⇒「被保険者証等回収不能届（事業主提出用）」添付



### 【被扶養者異動届】2 枚以上届出する場合も、被保険者の欄に必要事項の記入・捺印が必要

ご担当者様のところで書類不備による長期保留をしないようにお願いします。（認定日の遡りが不可）

1. 氏名の漢字・フリガナ⇒読みづらい文字は、付箋などに再記入をお願いします。  
外国人の方⇒名前が長くても、公的な名前を登録。但し、通称名がある場合は通称名でも可。  
公的書類添付（住民票・在留カードなど）
2. 続柄の確認⇒「長男」・「長女」・「養子」・「養女」・「妻の子」など詳細に記入
3. 個人番号（マイナンバー）⇒扶養増：「出生」以外は原則、記入必須 ・扶養減：記入不要
4. 認定理由による書類添付

#### ★認定

- (1) 夫婦がともに働いていて子供を扶養する場合  
⇒年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とする。  
夫婦ともに前年度の年間収入が確認できる書類を添付（源泉徴収票・所得証明書など）
- (2) 退職⇒「健康保険資格喪失証明書」もしくは「退職日が確認できる書類（離職票など）」添付  
(資格喪失日を確認)

## ★削除

(1) 就職⇒ 就職先の「保険証」のコピー添付もしくは後日提出（資格取得日を確認）

健康保険の資格取得日と同日で削除

就職先資格取得日：平成 29 年 4 月 1 日

当組合扶養削除日：（正）平成 29 年 4 月 1 日 （誤）平成 29 年 3 月 31 日

**【被扶養者認定資料】** 状況に応じて、別途書類提出を依頼

### 1. 収入状況

(1) 給与収入⇒交通費などを含む総支給額

労働契約書⇒勤務日数・勤務時間・時給・交通費など（1 ヶ月の総収入見込みの確認が可能な場合）

給与収入見込証明（3 ヶ月分）⇒労働契約書で1 ヶ月の総収入見込みの確認が不可の場合

(2) 傷病手当金・出産手当金を受ける予定の場合

退職時の報酬月額の確認

月額 16 万円（日額 3,553 円×30 日＝105,990 円）⇒扶養可

月額 17 万円（日額 3,780 円×30 日＝113,400 円）⇒扶養不可

### 2. 雇用保険受給状況

(1) 勤務期間⇒被保険者期間が離職日以前の2年間に通算して12 ヶ月以上あると受給対象。

(2) 退職理由⇒詳細を確認（自己都合の場合でも理由によっては雇用保険を給付制限なしで受給可能）

(3) 未加入⇒退職月の給与明細コピー添付（雇用保険料未控除の確認）

(4) 受給状況⇒受給「する」「しない」の意思と状況を確認（雇用保険受給調査対象の有無）

**【遠隔地者住所登録届】** 被保険者の住所が、常に主

単身赴任の場合⇒被保険者の「住所変更届」+被扶養者の「遠隔地者住所登録届」

学生の場合⇒「遠隔地者住所登録届」

別居の場合⇒「遠隔地者住所登録届」「仕送り証明書3 ヶ月分」

別居より同居になった場合⇒「住所変更届」



届出・申請は期限内に提出をお願いします。

## 【保険料】

(1) 保険料の締め日⇒翌月の10日前後

(2) 対象届出⇒資格（取得・喪失）届・月額変更届・算定届・賞与届・（産前産後・育児）休業免除  
・介護保険料免除など

(3) 届出が遅れた場合⇒次月に反映

### ！保険料の注意事項！

・同月中に入社と退職をした場合⇒健康保険料は必要

・産前産後休業が終了した月に「育児休業保険料免除申出書」が提出されていない場合

⇒保険料徴収の対象